

令和4年度

第11回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年2月21日（火）午後3時00分～午後4時10分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
6. 現地確認 9)太田 隆之 10)森本 隆之
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第54号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第55号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第56号議案	農地法施行規則第29条の規定による確認について	2件
第57号議案	農地の現況転換等の確認について	1件
第58号議案	青年等就農計画に関する意見について	1件
第59号議案	農用地利用集積計画の決定について	34件
 - 5) 報 告

報告第28号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	3件
報告第29号	農地の貸借の合意解約通知について	2件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長	<p>ただいまから、令和4年度第11回加東市農業委員会総会2月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名全員で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">～國井会長あいさつ～</p>
議 長	<p>ただいまから、令和4年度第11回2月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、太田委員さん、森本委員さん、村上推進委員さん、田中推進委員さん、吉田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に7番の内藤委員と8番の南委員を指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">～第54号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P1に申請地と譲受人の耕作地位置図を付けております。譲渡人は、申請地を借り受けて耕作してきましたが、譲渡人から譲渡の申出があつて購入することになり申請されました。</p> <p>なお、この申請にあたり、譲受人の耕作地の中に未届の農業施設があることが判つたため、第56号議案で届出をされています。そのほかの農地は適正に管理されています。</p> <p>番号2、資料P3に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。譲渡人は、体調不良により耕作が困難になったため、譲受人に相談され、譲受人が購入することになり申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。</p> <p>番号3、資料P4に申請地、P5～9に譲受人の耕作地位置図、P10に営農計画書をつけております。</p> <p>譲渡人は、高齢になり耕作が困難になってきたので、規模拡大を図る譲受人に売却することになり申請されました。譲受人は、〇〇の認定農業者</p>

	<p>である〇〇であり、社員と共に農地を適正に管理されています。</p> <p>番号4、資料P11に申請地位置図、P12に営農計画書をつけております。貸人は、病気療養中で農地を管理できず、申請地は放棄地になっていましたが、借り人から借り受けの申出があり申請されました。借り人は令和3年7月設立の法人で、〇〇として農地を借り受けて、水稻や野菜を栽培されています。申請地ではキクラゲを栽培する計画で、キクラゲは日陰で栽培しますので、今後、営農型太陽光発電の設置を計画されています。</p> <p>これら4件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第54号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決します。 第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第54号議案については、原案のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、第55号議案「非農地証明願いの承認について」を議案とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第55号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。</p> <p>番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号1、資料 P13 に位置図、P14 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇にあり、山林化しているため農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記地目と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号2、資料 P15 に位置図、P16 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇と〇〇にあり、原野化しているため農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。土地改良区は決済済みです。</p> <p>これら2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第55号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第55号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第55号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第56号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第56号議案を朗読～</p>
議長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農業倉庫が建っており宅地でした。</p> <p>番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は農作業場及び宅地でした。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料 P17 に位置図、P18 に配置図を付けています。</p>

申請人は、昭和 49 年頃に農業倉庫を設置しましたが、このたび農地の貸付けにあたって無届であることが判ったため、始末書を添付して申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 2、資料 P1 に位置図、P2 に配置図を付けています

申請人は、平成元年頃、農地の一部を農作業場にするため農振の軽微変更手続きをされましたが、それで転用も完了したと思い込んでおられたところ、このたび農地を購入するにあたって無届であることが判ったため、始末書を添付して申請されました。申請地は農業振興地域の農業用施設用地で、東播用水は決済済みです。ただし、こちらの現場を見に行ったところ農作業場として施設用地に変更されているのですが、現在、精米機を置いておられます。それは業者から頼まれて敷地の一部に置かれている模様ですが、その事について農振法上問題があるのではないかというご指摘をいただきましたので、現在、農政課に確認中ですので、保留にしまして、来月に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

番号 1 につきましては、「加東市農業委員会 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が 200 ㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。以上で、第 56 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第 56 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」の番号 1 は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第 56 号議案の番号 1 については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第 57 号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 57 号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 番号 1、〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。以上で、報告を

	終わります。
議 長	ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	資料 P19 に位置図をつけております。 申請地は、これまで〇〇が増水するたび土砂が流入して堆積してきたため、堆積した土砂を撤去して土壌改良したいと届出されました。現在、国が、隣接農地を一時転用して工事用仮設道路を設置していますが、年度末までに仮設道路を撤去して農地に復元されるため、それに合わせて施工するという事です。 この届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 57 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 57 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 57 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 58 号議案「青年等就農計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 58 号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
農政課	〇〇さんから青年就農計画認定申請書の提出がございました。申請者は現在、〇〇に在住の〇〇歳で、〇〇をされています。就農地につきましては〇〇で、自宅から車で 20 分程の距離にございます。この度、新たに農業経営を開始するということですが、これまで〇〇の就農地でぶどう園を経営されてきた〇〇さんという方から、ぶどう園を継承しまして、そのまま経営を実施されております。農業の経営については、〇〇というところで、令和 3 年の 11 月から令和 4 年の 4 月まで、ブドウの栽培管理や栽培日誌等の農業経営に関する研修などを受けておられます。現在は 35a の農

地のうち、20a にベリーAが作付けされておりまして、前任者の実績で50万円の売上、年間労働時間が800時間です。目標ですが、令和10年の年間農業所得を5,192千円、年間労働時間が1,130時間としております。作物ですけれども、現在はベリーAですが、今後はベリーAを止めて、他の品種を拡大していく計画となっております。令和5年に新たな品種の苗木を植えますと、令和7年に収穫ができますので、令和10年に藤稔、ブラックビートなどの品目の作付け計画がございます。現状は20aで作付けしていますが、残りの15aについても苗木を植えて、35aまで作付面積を拡大予定にしております。

次に資料P21です。現在所有している機械ですが、軽トラックが1台ございます。苗木を植える作業に使用するショベルカーを令和6年1月に1台購入予定です。また、現在、ぶどうが終わっている棚ですけれども、老朽化によってコンクリート支柱などの設備が老朽化しておりますので、300万円ほどかけて棚修繕を令和6年2月に実施予定です。雇用については繁忙期のみ1名、1ヶ月程度、臨時に雇用する予定にしております。以上、青年等就農計画認定申請書の説明といたします。

議長 内容の説明は終わりました、ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

委員 もう既に改植されているのですか。また、現状の面積20aを35aにするということですが、植栽面積も35aになりますか。

農政課 現状は、まだ20aのままです。15a増やして35aになるのが今年の冬と聞いております。

委員 少し経営が甘いような気がしますが、普及センターは何か意見はありましたか。

農政課 普及センターから意見が返ってきていまして、その中では各種データの分析に基づいて計画がなされているということで、大きな問題はないということ聞いております。

委員 インターネット上でモデルを見たら、5年で1,500～1,600kg だったのですが、原田さんは5年で1,800kg になっていますが、これは平均的な数字ではないと思います。特にこだわりませんが、少し甘いような気がします。

委員 これは全てハウス栽培ですか。

農政課 ハウスではないです。

委員 露地栽培のものが売れるのか気になります。

農政課	販路については、〇〇さんが販売しておられましたふれすこなど、かなり需要があるようです。
委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第58号議案「青年等就農計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて第58号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第59号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第59号議案を朗読～
議長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	P7の1番～3番は、賃貸借権の新規設定です。次の4～P8の13番は、賃貸借権の更新です。続く14番～P11の26番は、使用貸借権の新規設定です。次の27番～P12の34番が、使用貸借権の更新です。 全体が、P6の集計表です。賃貸借権の設定が13件、29筆、48,423㎡、使用貸借権の設定が21件、59筆、92,315㎡で、合計34件、88筆、140,738㎡に利用権が設定され、2月28日に公告される予定です。 以上で、第59号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第59号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～

議 長	<p>はい、全員挙手にて、第 59 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第 28 号「市街化区域内的の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	～報告第 28 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P27 に位置図をつけております。 農地を倉庫と露天駐車場にする届出を受理しました。</p> <p>番号 2、資料 P28 に位置図をつけております。 農地を分譲住宅用地（6 区画）にする届出を受理しました。</p> <p>番号 3、資料 P29 に位置図をつけております。 農地を分譲住宅用地（2 区画）にする届出を受理しました。</p> <p>以上 3 件の届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、1 番は 1 月 17 日付、2・3 番は 2 月 2 日付で受理通知書を交付しました。以上で、報告第 28 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。</p> <p>続いて、報告第 29 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	～報告第 29 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>1 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 54 号議案で許可いただいたとおり、借り人が取得されます。</p> <p>2 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。以上、報告第 29 号のご説明といたします。</p>
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
議 長	<p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

まず 1 点目、令和 5 年度の農業委員会総会の開催日程をお配りしています。議事録署名人や現地調査の方、定例会に出席していただく推進委員のお名前も載せておりますので確認をお願いします。現時点ではこの日程で開催させていただきます。

2 点目は、先月もご説明しました法改正の関係です。今回お配りしていますが、農政課が先週の 2 月 17 日の農会長会で配布した資料です。先月の説明と大まかなところは変わらないのですが、地域計画の関係で、少し詳しく記載されています。前回から追加されているところは、P5 の「地域計画の作成について」の箇所、これまでの人・農地プランはあくまでも地域主体というものでしたが、今回の地域計画は市が主体となって作成をするというものです。ただ、地域の農業の将来を考えるものでありますので、集落での話し合いやアンケート調査など、現状把握を行う必要があるというものです。P6～P7 も追加されておりまして、地域にご協力いただきたい内容です。話し合いに農政課も加わり集落ごとに複数回話し合いをして、今後実施していくことになろうかと思いますが、誰がどのようにどうやって作っていくか、市と地域のそれぞれの役割を示しています。

P8 の作成手順につきましては、前回示したものと特に変わっておりません。P9 からは集落内での話し合いの内容や方法や作成手順が書かれています。集落内で、ある程度将来どのような方針を持っているかを話し合いいただきます。その後、集落内の農家さんにもアンケート調査をし、P13 の例のように誰がどこを耕作しているか、今後耕作をしないなどの現状地図をつくりまして、P14 から、将来それぞれ 1 筆ごとにどういうふうに誰が作っていくかを話し合っ目標地図を作成していくことが書かれています。P15 の例のようにある程度担い手に農地を集積することが理想です。P16 は「現状地図から目標地図へ」というイメージが書かれています。目標地図を基に、地域計画案を市が作成して、最終は P18 にありますように、公告ということで農業委員会も含め関係機関へ意見照会等を経て地域計画が作成されるというような流れになっています。先月も少しお話しましたが、農業委員会の担う役割としては、まだ農政課から詳細の話はありませんが、県や国も言っていますが、実際のところはこの目標地図作成の話し合いに参加したり、農家さんの意向を確認していただいたり、様々なところで協力を求められてくると思いますのでよろしくをお願いします。また、新しい情報がありましたら、定例会などで情報提供させていただきます。

会 長

農政課が作成するのか。

事務局

そうですね、あくまで主体は市ですので、農業委員会は農政課から要請があれば協力するという形です。

次に、お配りしている 2 種類のリーフレットのうち、法改正の方ですが、さきほどの地域計画であるとか農地法第 3 条関係の下限面積要件が

廃止される関係の事が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思
います。

遊休農地のリーフレットの方は、毎年行っている農地パトロール関係
の、調査や勧告の情報が記載されています。遊休農地の判断基準もあり
ますので、参考までに見ていただけたらと思います。

次に、農業委員会からのお知らせという部分で、加東市における農地
の賃貸借料水準表の最新版をお配りします。3月広報にも掲載させていた
だく予定です。みなさんが貸し借りされる場合や地域の方に聞かれた際
に活用していただければと思います。

会 長

この水準表は山田錦ですか。

事務局

品目は関係なく、実際に令和4年1月～12月に設定された利用権の賃
貸借や使用貸借を集計して、平均を記載しています。賃貸借の金額は、
賃貸借のみを集計しています。下の加東市全体の分は、使用貸借0円も
すべて含めた平均です。使用貸借が全体の7割、賃貸借が3割程度で、
物納が若干あります。最近は使用貸借が増えてきている傾向にあります。

次に、お手元にお配りしている封筒は、先日のブロック研修会の資料
です。参加していただけていない委員さんの分が農業会議から送られて
きましたので、お時間があるときに見ていただいて参考にしていただ
けたらと思います。

あと、先月に令和6年度の兵庫県農業農村政策に関する意見につい
ての書類をお渡ししておりましたが、もしご意見がある方がいらっしゃ
いましたら、お帰りの際に事務局までご提出をお願いします。

最後に、年度末も近づいてきておりますので、活動記録簿もきっちり
ご提出いただければと思います。よろしくをお願いします。

1点だけ追加でご報告させていただきます。以前に〇〇の〇〇さんと
いう所有者の〇〇の耕作地の貸付希望をお伝えしていました。その件で
借受人の方も見つかって、耕作放棄地を解消する県の補助金も使える話
になっていました。当初は管理できないので無償でもいいということ
でしたが、いざ契約しようという時に、借り人が無償で地主だけが固定資
産税を払うのはおかしい、借りて収益があがるのなら、地主に払って
もらいたいと言いはじめ、破談になりました。今後も借り手探しのお話
はいくらでもありますので、お願いすることが多いかと思いますが、よ
ろしくをお願いします。

事務局からは以上になります。

議 長	何かご意見はございませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和4年度第11回総会2月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 内藤 秀幸

議事録署名委員 南 和夫
